

## 公益財団法人小山市スポーツ協会賛助会員規程（改正）

公益財団法人小山市スポーツ協会定款第 44 条第 3 項の規定に基づく賛助会員について、主に同規程第 2 条第 3 項に会員証の有効期間の起点日を加え、同第 3 条の会員の発掘を削除、同第 4 条の特典内容の用語を見直し第 3 条とし、同第 5 条の会費の区分に法人又は団体等の年会費を追加し第 4 条とする等、現況に合わせ見直しをするものです。

その他、当協会の意向として同規程に第 5 条に会費の使途、第 6 条に会員の除名、第 7 条に個人情報保護の保護の条文を追加します。

## 公益財団法人小山市スポーツ協会賛助会員規程

アンダーライン変更

### （趣旨）

第 1 条 この規程は、公益財団法人小山市スポーツ協会定款（以下「定款」という。）

第 44 条第 3 項の規定に基づき、公益財団法人小山市スポーツ協会（以下「協会」という。）の賛助会員（以下「会員」という。）について、必要な事項を定める。

### （会員）

第 2 条 会員は、個人会員、法人会員又は法人格を持たない団体会員等とする。

2 会費の入金をもって会員の資格を得るものとする。

3 会員に会員証を交付する。なお、会員証の有効期間は協会が年会費の入金を確認した日から、1年間とする。

### （特典）

第 3 条 会員は、次の各号に掲げる特典を有する。

(1) 協会主催の主要行事等の情報提供

(2) 協会が発行する広報誌、ホームページ及び資料等への会員名掲載及びその配布

(3) 協賛企業からの割引優待等の提供

### （会費）

第 4 条 賛助会費の年会費は、以下のとおりとする。

(1) 法人又は団体等 1 口 5,000 円以上（何口でも可）

(2) 個人 1 口 2,000 円以上（何口でも可）

### （会費の使途）

第 5 条 前条に規定する会費は、毎事業年度における当該年度の公益目的事業に使用する。

### （除名）

第 6 条 協会は、会員が違法行為又は著しく道義に反する行為をする等、会員としてふさわしくないと認めるときは、理事会の決議により当該会員を除名することがで

きる。

2 協会は、前項に規定する会員の除名を審議する理事会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(個人情報保護)

第7条 協会の業務を円滑に遂行するため、知り得た個人情報については、協会の「個人情報の保護に関する基本方針」に基づき適切に行わなければならない。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項の規定による公益法人の設立の登記の日から施行する。(平成25年4月1日)

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。(法人の名称変更)

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。(法人・団体の会費、会員証の有効期限及び会員の除名規定等の追加等)